

高田短期大学 公的研究費取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、高田短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、法令その他本学の定める規程等を遵守するとともに、公的研究費の適正な運営・管理を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において研究者とは、本学教育職員であって、公的研究費の交付を受けた者及び受けようとする者をいう。

（責任体制の明確化）

《最高管理責任者》

第3条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、学長とし、その職名を公表する。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

《統括管理責任者》

第4条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

2 統括管理責任者は、事務局長とし、その職名を公表する。

3 統括管理責任者は、本学の公的研究費の不正使用防止に関する基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとするコンプライアンス教育及び啓発活動等の対策を不正防止計画推進部署と連携して策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

《コンプライアンス推進責任者》

第5条 コンプライアンス推進責任者は、本学における公的研究費の運営・管理について本

学全体のコンプライアンス推進に関する実質的な責任と権限を有する。

2 コンプライアンス推進責任者は、総務課長とし、その職名を公表する。

3 コンプライアンス推進責任者は、本学の公的研究費の不正使用防止に関する基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとするコンプライアンス教育及び啓発活動等の対策を不正防止計画推進部署と連携して策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

5 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の内容について定期的な点検及び見直しを行う。

6 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、定期的に啓発活動を実施する。

7 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（公募の申請）

第6条 研究者は、公的研究費に係る研究計画調書等の書類を提出する場合には、研究倫理委員会での審査を受けるものとする。

2 研究者は、前項の審査で許可を得た書類を統括管理責任者に届出るものとする。

（公的研究費の運営・管理事務等の委任）

第7条 研究者は、公的研究費の交付内定（継続分を含む）を受けたときは、その運営・管理に関する事務を統括管理責任者に委任したものとみなす。

（公的研究費の運営・管理の基盤整備）

第8条 公的研究費に係る事務処理手続きについては、学校法人高田学苑経理規程、旅費規程及びこれらに基づく本学規程の定めによるものとする。

2 公的研究費に係る事務処理手続きに関するマニュアルとして、「高田短期大学 科研費使用の手引き」を制定し、明確かつ統一的な運用を図る。また、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に周知するとともに、定期的な見直しを行う。

3 公的研究費の運営・管理が適正に行われるよう、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に研修及び説明会を実施する。また、誓約書の提出等必要な措置を講じるものとする。

(直接経費の預託)

第9条 直接経費は、本学指定口座において経理担当者が管理するものとし、預託により生じた利子は、本学に譲渡しなければならない。

(間接経費の譲渡)

第10条 研究者は、間接経費の本学への譲渡に関する権限を学長に委任するものとする。

(補助金の返還)

第11条 研究者が他の研究機関へ異動する場合は、配分機関の公的研究費に関するルールに従うものとする。

(不正防止計画推進部署)

第12条 最高管理責任者は、不正防止計画推進部署を設置し、本学における不正防止に努める。

2 不正防止計画推進部署は、総務課とする。

(監査体制)

第13条 不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、公的研究費に係る運営・管理の実施状況及び実施体制について、モニタリング及び内部監査を行う。

2 モニタリングは総務課が担当し、内部監査は最高管理責任者が命じる監査員が行う。

3 モニタリングにより問題を把握した場合、速やかにその内容を最高管理責任者に報告しなければならない。また、内部監査を行った場合、監査結果を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、モニタリング及び内部監査により改善等が必要であると認定された事項について、コンプライアンス教育及び啓発活動等により効果的かつ具体的な措置を講じるものとする。